

带状疱疹予防接種 説明書

この予防接種は、本人の希望を得て行います。正確な意思確認が困難な場合には、家族やかかりつけ医により、本人の接種意思の確認をすることが認められており、接種を希望することが確認できた場合に限り、接種を行うことができます。最終的に意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく接種を行うことができません。この説明書をよく読んで、予防接種の必要性や副反応を十分に理解したうえで接種してください。

带状疱疹とは

带状疱疹は水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに、帯状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3～4週間ほど続きます。子どものころにかかった水痘（みずぼうそう）ウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに「带状疱疹」として発症します。周囲の人に带状疱疹としてうつることはありませんが、これまで水痘にかかったことがない小児等には水痘を発症させる可能性があります。

日本では、70歳代で最も多くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。また、皮膚症状が治った後も、長い間痛みが残る「带状疱疹後神経痛（PHN）」になる可能性があります。PHNには根本的な治療方法がなく、何か月、ときには何年も強い痛みが残ってしまうことがあります。带状疱疹の発症部位によっては、角膜炎等による視力低下や失明、Ramsay-Hunt症候群（耳介部の水疱形成、顔面神経麻痺、難聴、めまい）といった合併症があります。

带状疱疹予防接種について

ワクチンの種類	乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」 (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン 「シングリックス」 (不活化ワクチン)	
接種回数	1回	2回 1回目接種後2か月以上(6か月に至った日の翌日までの間隔を置いて)2回目接種	
接種方法	皮下注射	筋肉内注射	
副反応	注射部位の発赤、かゆみ、熱感、腫れ、痛み、硬結(注射部位の皮膚が硬くなること)、全身倦怠感、発疹 非常にまれですが、重大な副反応としてアナフィラキシー(じんましん、呼吸困難など)、ギラン・バレー症候群や血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎などが現れることがあります。	注射部位の痛み、発赤、腫れ、筋肉痛、疲労感、頭痛、悪寒、発熱、胃腸症状などの全身症状 非常にまれですが、重大な副反応としてアナフィラキシー(じんましん、呼吸困難など)、ショック、ギラン・バレー症候群などが現れることがあります。	
带状疱疹に対する効果	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果
带状疱疹後神経痛に対する効果	接種後3年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果



うら面もご覧ください



予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

- ① 必要性や副反応についてよく理解しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- ② 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることが適当でない人

- ① **接種当日、明らかに発熱のある人**：一般的に、体温が37.5度以上の場合。
- ② **重篤な急性疾患にかかっている人**：重篤な急性疾患にかかっている人は、その後の病気の変化がわからないので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ **予防接種の接種液の成分により、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人**
※「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こり、生命に関わる重度のアレルギー反応、激しい全身反応のことです。
- ④ **これまでに自費・公費を問わず帯状疱疹の予防を目的に水痘ワクチンまたは带状疱疹ワクチンの接種が完了している人**
(水痘ワクチン… 1回接種・带状疱疹ワクチン… 2回接種で接種完了)
- ⑤ **その他、予防接種を行うことが医師に不適当な状態と判断された人**
- ⑥ **【生ワクチン接種希望の人】 先天性及び後天性免疫不全状態の人**
例えば、急性及び慢性白血病、リンパ腫、骨髄やリンパ系に影響を与えるその他疾患、HIV感染またはAIDSによる免疫抑制状態、細胞性免疫不全などによる副腎皮質ステロイド剤や免疫抑制剤などの治療を受けており、明らかに免疫抑制状態の人

(3) 予防接種を受けるに際し担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などで治療を受けている人
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断を受けた人および近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人
- ⑥ **【不活化ワクチン接種希望の人】** 血小板が少ない人、または出血しやすい人

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

健康被害の程度などに応じて、医療費、医療手当等の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の原因によるものなのか、その因果関係を様々な分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。そのほか、わからない時は健康課へお問い合わせください。

生駒市健康課



電話 75-2255 (直通・セラビーいこま)
(9:00~16:30)

(R8.4)